

令和3年2月

会員各位

小野田商工会議所  
会頭 藤田 敏彦

### 令和3年度技術開発功労者の被表彰候補者の推薦について

平素より当所の運営につきまして格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当所では、技術振興に特に功労のあった従業員を表彰し、事業所の発展に寄与することを目的とする技術開発功労者表彰制度を設けておりますが、この度令和3年度被表彰候補者の推薦を行うこととしました。

つきましては、貴事業所従業員で技術に関する発明、開発改善等により、①新製品の開発 ②生産性の向上 ③公害防止 ④災害の予防 ⑤生産コストの引き下げなどに著しく貢献のあった者を調査され、別紙様式により表彰事由を数字、資料等により具体的に記載され、3月15日（月）までご推薦下さいますようお願い致します。

なお、被表彰該当者の推薦は1事業所1名以内で、本年度表彰は5名以内です。

※尚、大変恐縮ですが、表彰負担金は、申込時に、お支払いいただきますよう、お願い申し上げます。表彰できない場合は、返金致します。

（表彰負担金1名につき2,500円）

負担金は、消費税法上当所では特定収入として経理処理し不課税取引となりますので、貴事業所におかれましては、課税仕入れに該当しません。

担当：内田

## 小野田商工会議所技術開発功労者表彰規定

### (目的)

第1条 本規定は、小野田商工会議所会員事業所における技術の開発に特に貢献した社員及びグループ（以下「社員等」という。）を表彰し、事業所の発展に寄与することを目的とする。

### (被表彰該当者)

第2条 本表彰の対象となる社員等は、技術に関する発見、発明、改善により、著しく事業所の近代化、能率化等に貢献したもので、当該事業所が第3条により推薦した在職中の特に優秀なもの。但し、通常の技術の保全管理業務によるものは対象としない。

2 前項前段に記載の功績が、グループによるものであるときは、当該事業所においてグループの代表者を1名定め、その者を被表彰該当者とする。

### (被表彰該当者の推薦)

第3条 前条の被表彰該当者を推薦しようとする事業所は、本商工会議所が指定する期日までに、技術開発功労者表彰候補者推薦調書（別紙様式1）に技術開発関係資料を添付して提出するものとする。

2 前項の規定による推薦は、1事業所1件とする。

### (表彰候補者の審査)

第4条 前条により、当該事業所から推薦された技術開発功労者表彰候補者（以下「候補者」という。）の審査は、会頭の諮問に応じ、本商工会議所会員福祉委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 本商工会議所は、被表彰者の選定を行うため委員会を開催し、これを審議する。

3 候補者の推薦を行った事業所は、委員会において、当該推薦に係る技術開発の内容及び功績について説明を行うものとする。

### (被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、委員会の推薦に基づき会頭が行う。

### (表彰人員)

第6条 本規定による表彰人員は、毎年5件以内とする。

### (表彰)

第7条 表彰は、毎年4月18日の発明の日に行い、表彰状と記念品を贈り、これを公表する。

2 但し、前項に定める表彰の日が、本商工会議所の休日にあたる時、又は本商工会議所事業の遂行上必要のあるときは、表彰の期日を変更することがある。

### 附 則

本規定は、昭和44年10月11日より実施する。

本規定は、一部を変更し、平成14年7月9日より実施する。

本規定は、一部を変更し、平成20年12月9日から実施する。

(令和3年度)

## 技術開発功労者表彰候補者推薦調書

事業所住所

事業所名

TEL

印

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 (満 才)
住所		入社年月日	年 月 日
役職名		担当業務	
最終学歴			
推薦の具体的理由(資料があれば添付して下さい。)			